

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」のご案内

平素は横浜信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の発生、及び感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、このたびは令和3年3月から受付が開始される「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（以下、「一時支援金」といいます）についてご案内します。

一時支援金は、令和3年1月に発令された「緊急事態宣言」に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の方々を対象に給付されます。

なお、一時支援金の申請には「一時支援金事務局」に対するアカウント・申請登録後、「登録確認機関」において事前確認手続きが必要となります。

当金庫は「登録確認機関」として登録を行っていますが、当金庫が担当させていただく事前確認対象先は当金庫と事業性の与信取引を有するお取引様となりますので、予めご承知おきください。

また、事前確認事項をヒアリングさせていただきながらインターネットでの登録作業を要することから、原則予約制での対応とさせていただきますので、お取引いただいている各営業店へお申込みください（平日9時～15時）。

【登録確認機関とは】

申請予定者が不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、①事業を実施しているのか②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認するため、一時支援金事務局が登録した機関を指します。

【一時支援金事務局のホームページに掲載されている登録確認機関の概要】

事務局ホームページに掲載されている、商工会／商工会議所の会員の方は商工会／商工会議所に、農協／漁協の組合員の方は農協／漁協に、中小企業団体中央会の会員の方は中小企業団体中央会に、金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関に、顧問の士業がいる方は当該士業に確認を依頼してください。

事前確認を行う登録確認機関が見つからない場合には、事務局の相談窓口までご相談ください。

【一時支援金事務局の相談窓口】

フリーダイヤル：0120-211-240

※IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479



横浜信用金庫